議会基本条例案に対する提案

2017年05月11日

笹岡ゆうこ

* 文書質問の規定について

議会基本条例において、文書質問を規定するべきだと考える。

（案）

議員は、会期中執行期間等に対し、一般質問の代替として文書で質問することができる。ただし、出産、介護などの欠席の事由を附して議長に届け出がされ、議長がそれを認めた場合に限る。

* 根拠

1. 2015年、全国市議会議長会において標準市議会会議規則が改正された。

本会議・委員会の欠席理由に「出産」が新たに追加規定され、それを受けて各自治体の会議則に「出産」を盛りこむよう改正が進んでいる。

※標準市議会会議規則「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」

1. 本市において、欠席に関する会議規則は「議員が欠席しようとするときには、当日の会議前にその事由を附して、議長に届け出なければならない。」と規定されている。
2. 都議会においての会議規則は、「議員は会期中執行期間等に対し、文書で質問することができる。前項の質問は、簡単な質問趣意書を議長に提出しなければならない。質問趣意書は、議長が答弁提出の期日を指定して執行期間等に送付する。議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配布する。」となっている。

* 趣旨

欠席理由に出産が追加された標準市議会会議規則の改正の趣旨として、「近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するもの。」とある。

本市において、標準市議会会議則に則った武蔵野市議会会議則の改正はされなかったが、これを改正するかどうかは別の機会とする。

議会基本条例において、出産等で休まざるをえなかった議員が一般質問の代替として文書質問をすることができる規定を追加すれば、標準市議会議規則改正の趣旨にも沿うものであると考える。

また、条例に規定することで男女共同参画をより一層進め、政治の多様性を保証し、共生社会の実現としても意味があると考える。